

## 公務員の人事・給与制度について

大切なのは、お役所のルールを改めることです。

### ■制度の一部は見直されましたが。。

3月議会において、市職員の人事・給与制度見直しに関する複数の条例が提案・可決されました。国は、地方公務員の人事・給与制度を抜本的に見直すため、地方自治体に対して、

○職種・勤務実績に応じた給与の支給

○民間同職種の水準を反映した給与水準の適正化

○過度に年功序列化した給与システムの見直し

等を行うよう指導しています。市は、今回、国からの指導に則って条例を提案したとしていますが、これらの条例だけでは人事・給与制度を抜本的に改めることはできません。

### ■抜本的改革が必要です

市職員の給与は、職種・業務内容等を考慮することなく一律の給与表で決定されます。そのため、

民間の同職種従事者に比べて、給与水準が高くなる傾向があります。よほどの問題行為がない限り昇給速度は一定であり、勤勉手当(=賞与)も勤務実績に関わらず一律に支給されます。必要なのは、こうした現状の改革ですが、今回提案された条例では、これらの点は改善されませんでした。

人事・給与制度は組織の要です。

○適正な人事考課の実施

○職種・職務内容に応じた給与表の設定等、給与表の抜本の見直し

○勤務実績を考慮した査定昇給の実施

○勤務実績を考慮した勤勉手当の支給

等を行うことで、より効果的・効率的な行政運営が可能になります。適正な人事・給与制度を実現するため、調査・研究と提案を続けてまいります。

## 生活保護制度について

現状を踏まえ、適切に運用するべきです。

### ■制度の対象者が拡大する中で

経済情勢の悪化に伴い、本市においても生活保護の相談件数・新規支給開始件数が増加しています(表①参照)。生活保護制度については、

○支給要件を満たしているにも関わらず、支給していない生活困窮者の存在

○支給要件を満たしていないにも関わらず、不正に手当を受給している被保護者の存在

という二つの問題が存在することから、

○生活困窮者のため、支給基準を緩和するべき

○不正受給をなくすため、より厳しく審査するべきという相反する二つの考えが述べられがちです。

【表①】

	相談件数	開始件数
2008年1～3月	348	130
2009年1～3月	510	142

### ■適切な運用を！

生活保護制度は、憲法に定められた、全ての国民の最低限度の生活を保障する制度です。ところが、支給要件を満たしているのに受給していない生活困窮者が全国で1,000万人を超えるとも言われ、制度について多くの議論が行われています。一方で、本来の目的が「より多くの利用者に、より質の高い自立を提供すること」であるにも関わらず、「生活保護を適用し、手当を支給すること」が目的となっている現状も問題視されています。まずは法定基準に満たない担当職員数を増員し、適正な審査の実施・速やかな適用検討が可能な体制を整えるべきです。そのうえで就業支援機能を強化し、単なる手当支給ではなく、「質の高い自立の提供」を目指すことが重要だと考えます。

## 保育所の待機児童をなくすために

着実な計画推進はもちろん、柔軟な姿勢も重要です。

### ■計画が策定されました

市は、認可保育所の待機児童を解消するため、新園・分園の開設、定員数を超える児童の受入等、様々な対策を行っていますが、依然として待機児童は存在します。こうした現状を踏まえ、市は「西宮市保育所待機児童解消計画(以下、計画)」を策定・公表しました。この計画は、「子育てを支援する上で、仕事と育児の両立を図ることが重要」という観点から、待機児童をなくすとともに、定員を超えた児童の受入を減らすために必要な取り組みを示したものです。

### ■計画の内容と問題点について

○女性の社会進出の拡大

○経済的必要に起因する共働き世帯の増加

等の要因もあり、今後も、保育需要の増大が予想されます。こうした現状を踏まえ、計画では、

○新園・分園の開設等の施設整備

○市が定めた基準を満たす認可外保育所を認証・補助する「認証保育所制度」の創設

○保育士資格を持つ人等が、自宅で少人数の子供を保育する家庭的保育事業の拡充

等の検討を必要としています。私は、計画が示す取り組みの方向性は評価できるものだと考えています。一方で、この計画には、

○入所希望者数が低めに見積もられている

○一部の施設園の場所が示されていないなど、具体性に欠ける部分がある

等、問題点もあります。「子育てするなら西宮」を謳う本市にとって、待機児童の解消は緊急の課題です。計画の着実な推進と並行して、現実の状況を踏まえた内容の見直し・具体化を行うべきです。子育て世代を取り巻く状況の変化を反映した、柔軟な取り組みが重要だと考えます。

## 証明書自動交付機について

費用と効果のバランスが重要です。

### ■証明書自動交付機とは？

市は、「市民の利便性向上・市役所窓口の混雑緩和等の効果が期待できる」という理由から、証明書自動交付機(以下、交付機)の市内各所への設置を進めています。たしかに交付機が設置されれば、窓口に行かなくても住民票の写し・印鑑登録証明書等が取得できるようになります(※1)。しかしながら現在の交付機には、

○交付機1台あたりの証明書発行枚数が、わずか1枚/日という発行枚数の少なさ

○導入・維持のために5年で約4,500万円/台もの費用が必要(初期費用・リース・保守料込)

という問題があります。市民の利便性向上・市役所窓口の混雑緩和のためには、交付機による証明書発行枚数の大幅な増加が必要です。また、これほど高価な交付機の導入を進めるのであれば、費用対効果の検証は欠かせません(※2)。

※1 交付機を利用するためには、「住民基本台帳カード」か「にしのみやカード」が必要。

※2 証明書発行にかかる費用は、1枚あたり市役所本庁窓口・381円、交付機・17,631円。

### ■投資に見合った効果が必要です

私は証明書発行等、現在、窓口の職員が行っている単純業務の機械化を進めるべきだと考えています。これによって、

○窓口が、より専門性の高い業務に集中すること

○浮いた人員を、より重要度・緊急度の高い事業にまわすことや、人員を削減すること

が可能になるからです。しかしながら、現状のまま交付機の導入を進めるべきではありません。交付機による証明書発行料金を窓口より安くする等、証明書発行枚数を増やすための具体的施策を示すとともに、一部自治体で導入されている安価な機種についても、十分、調査・研究するべきです。

「西宮市議会議員・しぶや祐介の活動日記」(<http://y-shibuya.blogzine.jp/blog/>)で、もっと詳しい内容と、日々の活動・政策などをご覧ください。